

議第 15 号

下水の処理に関する事務の委託について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、下水の処理に関する事務を別紙のとおり清水町に委託し、及び同町から委託を受けるものとする。

平成 31 年 2 月 21 日提出

三島市長 豊岡 武士